

参考資料 2-1

○厚木市個人情報保護条例施行規則

平成17年 3 月16日

規則第13号

改正 平成23年 7 月 1 日規則第32号

平成24年 3 月30日規則第29号

平成24年 7 月 4 日規則第52号

平成27年12月 9 日規則第43号

平成28年 3 月31日規則第12号

平成29年 2 月21日規則第 3 号

平成30年 3 月30日規則第28号

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）

第 2 章 保有個人情報の取扱い等（第 4 条～第15条）

第 3 章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止（第16条～第31条の 2）

第 4 章 審査請求（第32条）

第 5 章 雑則（第33条～第36条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号。

以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（要配慮個人情報）

第 1 条の 2 条例第 2 条第 3 号に規定する実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

（1）次のいずれかの心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（平30規則28・追加）

（公務員等の職務遂行に関する個人情報ファイル）

第2条 条例第2条第7号アに規定する実施機関が定めるものは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 条例第2条第7号アに規定する公務員等（以下「公務員等」という。）の職務の遂行に関して設置され、公務員等で構成される会議の構成員の名簿

(2) 公務員等の職務に係る研修に関して作成された名簿

- (3) 市の職員の身分証明書、徴税吏員証等特定の職務に従事する職員であることを証する書類の交付台帳
- (4) 庁用車等の利用申込書等市長の組織内部又は市長と他の実施機関及び条例第9条第3項第6号に規定する国の機関等との間の申込手続等に使用される書類のつづり
- (5) 時間外勤務等命令票、旅行命令票等定められた様式により作成され、専ら市の職員の職務の遂行に関する個人情報記録された書類のつづり
- (6) その他上記に類する個人情報ファイル
(出資法人等で市長が定めるもの)

第3条 条例第5条第2項に規定する市長が定めるものは、次に掲げる法人とする。

- (1) 公益財団法人厚木市体育協会
- (2) 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター
- (3) 公益財団法人厚木市文化振興財団
- (4) 公益財団法人厚木市環境みどり公社
- (5) 公益社団法人厚木市シルバー人材センター
- (6) 社会福祉法人厚木市社会福祉協議会

(平23規則32・平24規則29・一部改正)

第2章 保有個人情報の取扱い等

(個人情報取扱事務登録簿の記載事項)

第4条 条例第8条第1項第6号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の変更又は廃止の区分及び年月日
- (2) 個人情報の収集の時期

(個人情報ファイル登録簿に登録する個人情報ファイルに係る本人の数)

第5条 条例第8条第2項に規定する実施機関が定める本人の数は、100人とする。

(個人情報ファイル登録簿の記載事項)

第6条 条例第8条第2項第7号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の収集先
- (2) 個人情報の収集の時期
- (3) 個人情報の記録の形態
- (4) 条例第10条第1項各号の規定に該当して取扱目的以外の目的のための利用（以下「目的外利用」という。）又は提供（以下「提供」という。）をした場合にあつては、次に掲げる事項

ア 目的外利用をする実施機関名及び組織名又は提供を受ける者の氏名若しくは名称及び住所若しくは所在地

イ 目的外利用を始めた日又は提供をした日

ウ 目的外利用をする期間又は提供を受ける者が利用する期間

エ 目的外利用をする実施機関又は提供を受ける者の保有個人情報の利用目的

オ 目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容

カ 目的外利用又は提供をする保有個人情報の記録形態

- (5) 条例第12条第1項の規定によるオンライン結合による提供をした場合にあつては、次に掲げる事項

ア 提供を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地

イ 提供を始めた日

ウ 提供をする期間

エ 提供を受ける者の保有個人情報の利用目的

オ 提供をする保有個人情報の内容

カ 提供をする保有個人情報の記録形態

(登録等の審査会への報告)

第7条 条例第8条第4項の規定による報告は、個人情報取扱事務開始（登録

内容変更)届出書又は個人情報ファイル保有開始(登録内容変更)届出書により行うものとする。

- 2 条例第8条第5項の規定による報告は、個人情報取扱事務廃止(個人情報ファイル保有停止)届出書により行うものとする。

(個人情報取扱事務登録簿等の公表の方法)

第8条 条例第8条第6項の規定による公表は、市政情報コーナーへの備付けその他の適当な方法により行うものとする。

(書面による同意)

第9条 条例第9条第3項第2号の規定による本人の同意は、次に掲げる事項を本人に明示した上で、書面により得るものとする。

- (1) 個人情報の収集を行う実施機関名及び組織名
- (2) 個人情報の収集目的
- (3) 収集を行う個人情報の内容
- (4) 収集を行う個人情報の記録の形態
- (5) 個人情報の収集に応じないときの不利益に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

- 2 条例第10条第1項第2号の規定による本人の同意は、次に掲げる事項を本人に明示した上で、書面により得るものとする。

- (1) 目的外利用を行う実施機関名及び組織名又は提供を受ける者の氏名若しくは名称及び住所若しくは所在地
- (2) 保有個人情報を保有している実施機関名及び組織名
- (3) 目的外利用をする実施機関又は提供を受ける者の保有個人情報の利用目的
- (4) 目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容
- (5) 目的外利用又は提供をする保有個人情報の記録の形態
- (6) 目的外利用又は提供をするに同意しないときの不利益に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

- 3 前2項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない理由があるときは、口頭により本人の同意を得ることができる。この場合においては、その旨を記録しておかなければならない。

(本人への通知)

第10条 条例第9条第5項の規定による通知は、個人情報収集通知書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、口頭又は公告により行うことができる。

- 2 条例第10条第2項の規定による通知は、個人情報利用等通知書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、口頭又は公告により行うことができる。

(目的外利用の手続)

第11条 条例第13条第3項に規定する個人情報管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）は、目的外利用をしようとするときは、目的外利用の手続について他の定めがある場合を除き、個人情報目的外利用申請書により当該保有個人情報を管理している個人情報管理責任者に申請しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、口頭により申請することができる。

- 2 個人情報管理責任者は、前項の規定による申請があつたときは、当該目的外利用が条例第10条第1項各号の規定に該当すること、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと等を確認した上で、当該目的外利用の可否について決定し、個人情報目的外利用決定通知書により当該申請をした個人情報管理責任者に通知しなければならない。

(提供の手続)

第12条 提供を受けようとする者は、個人情報提供申請書その他の書面により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、当該提供が条例第10条第1項各号の規定に該当すること、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害す

るおそれがないこと等を確認した上で、当該提供の可否について決定し、個人情報提供決定通知書により当該提供を受けようとする者に通知しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該手続により提供をするものとする。

(1) 法令等に定められた手続により、外部提供の申請がされたとき。

(2) 国又は他の地方公共団体が定める手続により、外部提供の申請がされたとき。

(提供先へ求める措置)

第13条 条例第11条の規定により提供を受ける者に求める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 個人情報の利用目的、利用期間及び利用範囲を明示すること。

(2) 次に掲げる事項を提供の条件とすること。

ア 個人情報の秘密の保持に関する事項

イ 利用目的の範囲を超える個人情報の利用の禁止に関する事項

ウ 第三者への個人情報の提供の禁止に関する事項

エ 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項

オ 利用期間終了後又は利用目的の達成後の返還義務又は廃棄義務に関する事項

カ 個人情報の取扱いに関する事故の発生時における報告義務に関する事項

キ 個人情報の取扱いに関する立入検査及び調査に応ずる義務に関する事項

ク その他個人情報の保護に関し必要な事項

(委託等に伴う措置)

第14条 条例第14条第1項又は第2項の規定により講じなければならない措置は、次に掲げるものとする。

- (1) あらかじめ、条例第15条に規定する受託者等（以下「受託者等」という。）の個人情報の保護に対する管理体制について調査すること。
- (2) 受託者等に対して、条例第15条に規定する受託業務等（以下「受託業務等」という。）の内容に応じて個人情報の利用目的及び利用範囲を明確に示すとともに、当該受託業務等処理するために取り扱わせる個人情報を必要最小限にとどめること。
- (3) 委託に関する契約書、指定に関する協定書その他これらに類する書類又は仕様書（以下「契約書等」という。）に次に掲げる事項を明記すること。
- ア 個人情報の秘密の保持に関する事項
 - イ 個人情報の適正な管理に関する事項
 - ウ 受託業務等の範囲を超える個人情報の利用の禁止に関する事項
 - エ 第三者への個人情報の提供の禁止に関する事項
 - オ 再委託の禁止又は制限に関する事項
 - カ 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
 - キ 委託期間終了後若しくは受託業務終了後又は指定期間終了後の返還義務又は廃棄義務に関する事項
 - ク 個人情報の取扱いに関する事故の発生時における報告義務に関する事項
 - ケ 個人情報の取扱いに関する立入検査及び調査に応ずる義務に関する事項
 - コ アからケまでに掲げる事項に違反した場合における次に掲げる事項
 - （ア）委託に関する契約書にあっては、契約の解除に関する事項
 - （イ）指定に関する協定書にあっては、指定の取消に関する事項
 - （ウ）損害賠償に関する事項
- (4) 前号に掲げるもののほか、必要に応じて契約書等に次に掲げる事項を明記すること。
- ア 個人情報の収集の制限に関する事項

イ 個人情報の搬送を伴う委託に関する契約書等にあつては、当該搬送に関する事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項
(個人情報管理責任者)

第15条 個人情報管理責任者は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 厚木市職務権限規程（昭和56年厚木市訓令第4号）第6条に規定する課長
- (2) 厚木市消防本部の組織等に関する規則（昭和49年厚木市規則第14号）第5条第2項に規定する課長
- (3) 厚木市消防署の組織等に関する規程（昭和49年厚木市消防本部告示第2号）第4条第1項に規定する副署長並びに同条第2項に規定する課長及び分署長

（平23規則32・平24規則29・一部改正）

第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

(相続人等)

第16条 条例第16条第2項に規定する相続人等（以下「相続人等」という。）

が同項の規定により開示請求をすることができる保有個人情報は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める保有個人情報とする。

- (1) 死者の相続人 被相続人である当該死者から相続した財産（以下「相続財産」という。）又は不法行為による損害賠償請求権その他の権利義務（以下「損害賠償請求権等」という。）に関する保有個人情報
- (2) 死者の親権者 当該死者を本人とする保有個人情報
- (3) 死者の配偶者（婚姻の届出をしてないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子又は父母 次に掲げる保有個人情報

ア 当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権、遺贈その他の権利義務（以下「慰謝料請求権等」という。）に関する保

有個人情報

イ 当該死者のカルテ、レセプト等に関する保有個人情報

(4) 死者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又は介護をしていた者
(以下「死者の配偶者等」という。) 当該死者の介護に関する保有個人情報

(5) 前各号に掲げる者のほか、審査会の意見を聴いた上で、市長が認める死者の関係者 市長が認める保有個人情報
(代理人)

第17条 条例第16条第3項第2号及び第31条第4項第2号に規定する実施機関が認める場合における代理人は、次の各号に掲げる保有個人情報について、開示請求又は訂正等の請求（以下「開示請求等」という。）をする場合における当該各号に定める者とする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第876条の4第1項の規定により代理権を付与された事項に関する保有個人情報 同法第12条の規定により付された当該代理権を有する保佐人

(2) 民法第876条の9第1項の規定により代理権を付与された事項に関する保有個人情報 同法第16条の規定により付された当該代理権を有する補助人

(3) 任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第2条第1号に規定する任意後見契約により代理権を付与された事項に関する保有個人情報 同条第4号に規定する当該代理権を有する任意後見人

(4) 本人又は相続人等が入院中、歩行困難、外国出張中等の理由により、開示請求等をすることが著しく困難であると認められる場合において、当該本人から開示請求等について委任された事項に関する保有個人情報 当該委任契約により委任された権限を有する者

(5) 本人が介護を常時必要とする状態であり、かつ、心身又は精神の障害により自ら開示請求等をすることができない状態にある場合における当該本人の介護に関する保有個人情報 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉

妹又は現に介護をしている者（以下「本人の配偶者等」という。）

（平23規則32・一部改正）

（自己情報開示請求書）

第18条 条例第17条第1項の規定による請求は、自己情報開示請求書により行うものとする。

（自己情報訂正等請求書）

第19条 条例第32条第1項の規定による請求は、自己情報訂正等請求書により行うものとする。

（自己情報開示請求書等の記載事項）

第20条 条例第17条第1項第3号及び第32条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第16条第3項及び第31条第4項に規定する法定代理人等（以下「法定代理人等」という。）が開示請求等をしようとする場合にあっては、次に掲げる事項

ア 当該開示請求等に係る本人（相続人等に代わって開示請求等をしようとする場合にあっては、本人及び相続人等）の氏名及び住所

イ 本人（相続人等に代わって開示請求等をしようとする場合にあっては、相続人等。次号において同じ。）が未成年者であるときは、その者の生年月日

ウ 法定代理人又は代理人の別

(2) 代理人が開示請求等をしようとする場合にあっては、本人が開示請求等を行うことができない理由及び本人と代理人との関係

(3) 開示請求をしようとする場合にあっては、開示請求をしようとする者が求める開示の方法

（本人等であることを示す書類）

第21条 条例第17条第2項、第28条第2項及び第32条第2項第1号に規定する本人であることを示す書類で実施機関が定めるものは、次に掲げる書類とす

る。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

(4) 在留カード又は特別永住者証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署（独立行政法人等を含む。）が発行した免許証、許可証、資格証、身分証明書その他これらに類するもの又は法人が発行した身分証明書その他これに類するもので、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 写真と台紙に割印又はプレスによる証印があり、かつ、発行者の記名押印があるもの

イ 写真と台紙に改ざん防止のための特殊加工がされたもので、かつ、発行者の記名押印があるもの

(6) 健康保険の被保険者証、年金手帳その他これらに類する書類のいずれか2以上の書類

2 条例第17条第2項、第28条第2項及び第32条第2項第1号に規定する相続人等であること、又は法定代理人等であることを示す書類で実施機関が定めるものは、前項に掲げる書類及び別表に掲げる書類とする。

（平24規則52・平27規則43・一部改正）

（開示決定等の通知）

第22条 条例第22条第1項の規定による通知は、保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたときは個人情報開示決定通知書により、保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたときは個人情報一部開示決定通知書により行うものとする。

2 条例第22条第2項の規定による通知は、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき、及び開示請求を拒否するときは個人情報不開示決定通

知書により、保有個人情報保有していないときは個人情報不存通知書により行うものとする。

(訂正等の決定等の通知)

第23条 条例第34条第1項の規定による通知は、個人情報訂正等決定通知書により行うものとする。

2 条例第34条第2項の規定による通知は、個人情報不訂正等決定通知書により行うものとする。

(開示決定等の期間延長等の通知)

第24条 条例第23条第2項及び第35条第2項の規定による通知は、個人情報開示訂正等決定等期間延長通知書により行うものとする。

2 条例第24条及び第36条の規定による通知は、個人情報開示訂正等決定等期間特例延長通知書により行うものとする。

(事案の移送の通知)

第25条 条例第26条第1項及び第37条第1項の規定による通知は、個人情報開示訂正等請求事案移送通知書により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知等)

第26条 条例第27条第1項及び第2項並びに第38条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項(第2号に掲げる事項にあつては、条例第27条第2項に該当する場合に限る。)とする。

(1) 開示請求等の年月日

(2) 条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第27条第1項及び第2項並びに第38条第1項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書により行うものとする。

3 条例第27条第1項及び第2項並びに第38条第1項に規定する意見書は、開示訂正等に対する意見書とする。

- 4 条例第27条第3項及び第38条第2項（条例第40条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、個人情報開示訂正等決定通知書により行うものとする。

（電磁的記録の開示の方法）

第27条 条例第28条第1項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写した物の交付
- (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を市長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力した物の閲覧若しくは写しの交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写した物の交付

（保有個人情報の閲覧又は視聴）

第28条 保有個人情報（保有個人情報を複写したもの並びに前条第2号に規定する用紙に出力した物及びこれを複写した物並びに専用機器により再生したものを含む。以下この条において同じ。）の閲覧又は視聴は、市長が指定する期日及び場所において行わなければならない。

- 2 前項の場合において、保有個人情報の閲覧又は視聴をする者は、当該保有個人情報を丁寧に扱うとともに、当該保有個人情報を汚損し、又は破損してはならない。
- 3 前2項の規定に違反した者に対しては、市長は、保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（口頭による開示）

第29条 条例第29条第1項の規定により口頭により開示請求ができる保有個人情報
を定めたときは、定めた内容を告示するものとする。

(保有個人情報の写し等の交付部数等)

第30条 条例第28条第1項及び第29条第2項の規定による写し等の交付の部数
は、開示請求をした者1人につき1部とする。

2 条例第30条第2項に規定する写し等の交付に要する費用は、前納とする。

(訂正等をした場合の提供先への措置の要求等)

第31条 条例第39条第1項の規定による措置の要求は、個人情報訂正等通知書
により行うものとする。

2 条例第39条第1項の規定による報告は、個人情報訂正等報告書により行う
ものとする。

3 条例第39条第2項の規定による通知は、個人情報訂正等措置通知書により
行うものとする。

(保有特定個人情報を訂正した場合の通知)

第31条の2 条例第39条の2の規定による通知は、特定個人情報訂正通知書に
より行うものとする。

(平29規則3・追加)

第4章 審査請求

(平28規則12・改称)

(諮問をした旨の通知)

第32条 条例第40条第3項の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知
書により行うものとする。

(平30規則28・一部改正)

第5章 雑則

(苦情の申出)

第33条 条例第49条第1項に規定する苦情の申出は、自己情報取扱苦情申出書
により行うものとする。

- 2 条例第49条第4項の規定による通知は、個人情報取扱苦情結果通知書により行うものとする。

(平28規則12・旧第34条繰上)

(郵送による請求等の申出)

第34条 開示請求等又は苦情の申出をしようとする者は、病気、身体障害その他やむを得ない理由があるときは、別に定めるところにより、郵送でその請求若しくは申出をし、又は保有個人情報の開示を受けることを申し出ることができる。

(平28規則12・旧第35条繰上)

(過料)

第35条 条例第57条の規定により過料を科する場合は、過料処分通知書によりその旨を通知し、納入通知書により徴収する。

(平28規則12・旧第36条繰上)

(その他)

第36条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(平28規則12・旧第37条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(厚木市個人情報保護条例施行規則の廃止)

- 2 厚木市個人情報保護条例施行規則（平成4年厚木市規則第23号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に旧規則の規定によって行われた処分、手続その他の行為でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第29号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年規則第52号）

- 1 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。
- 2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）が所持する改正法第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は、改正法附則第15条第2項各号に掲げる中長期在留者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間に限り、改正後の第21条第1項第4号に規定する在留カードとみなす。
- 3 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）が所持する登録証明書は、改正法附則第28条第2項各号に掲げる特別永住者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間に限り、改正後の第21条第1項第4号に規定する特別永住者証明書とみなす。

附 則（平成27年規則第43号）

- 1 この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第3項の規定により交付された住民基本台帳カードは、同条第9項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手

続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定により同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間に限り、改正後の第21条第1項第3号に規定する個人番号カードとみなす。

附 則（平成28年規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第21条関係）

区分			書類
相続人等	死者の相続人	相続財産に関する保有個人情報を開示請求等しようとする場合	次に掲げる書類のすべて （１） 不動産登記簿、遺言書、遺産分割協議書その他の死者の財産を相続人が相続したことを証する書類 （２） 戸籍謄本その他の相続人であることを証する書類
		損害賠償請求権等に関する保有個人情報を開示請求等しようとする場合	次に掲げる書類のすべて （１） 示談書、和解書、裁判の確定判決書その他の死者が損害賠償請求権等を取得していたことを証する書類 （２） 遺言書、遺産分割協議書、裁判の確定判決書その他の相続人が損害賠償請求権等を相

		続したことを証する書類 (3) 戸籍謄本その他の相続人であることを証する書類
	死者の親権者	戸籍謄本、住民票の写しその他の死者の親権者であることを証する書類
	死者の配偶者、子又は父母	慰謝料請求権等に関する保有個人情報を開示請求等しようとする場合 次に掲げる書類のすべて (1) 示談書、和解書、裁判の確定判決書、遺言書その他の死者の配偶者、子又は父母が慰謝料請求権等を取得していたことを証する書類 (2) 戸籍謄本、住民票の写しその他の死者の配偶者、子又は父母であることを証する書類
	当該死者のカルテ、レセプト等に関する保有個人情報を開示請求等しようとする場合	戸籍謄本、住民票の写しその他の死者の配偶者、子又は父母であることを証する書類
	死者の配偶者等	戸籍謄本、住民票の写しその他の死者の配偶者等であることを証する書類
	市長が認める死者の関係者	市長が必要と認める書類
本人に代わって開	未成年者の法定代理人	戸籍謄本、住民票の写しその他の未成年者の法定代理人であることを証する書類
	成年被後見人の法定代理人	後見登記等に関する法律（平成11

示請 求等 をし よう とす る法 定代 理人 等		年法律第152号) 第10条第1項に規定する登記事項証明書（以下「登記事項証明書」という。）その他の成年後見人であることを証する書類
	保佐人	登記事項証明書その他の保佐人であること及び付与された代理権の範囲を証する書類
	補助人	登記事項証明書その他の補助人であること及び付与された代理権の範囲を証する書類
	任意後見人	登記事項証明書その他の任意後見人であること及び付与された代理権の範囲を証する書類
	委任契約により委任された権限を有する者	本人の押印及び次に掲げる事項の記載のある委任状 (1) 本人の住所、氏名及び生年月日 (2) 委任事項 (3) 代理人の住所、氏名及び生年月日
	本人の配偶者等	次に掲げる書類のすべて (1) 戸籍謄本、住民票の写しその他の本人の配偶者等であることを証する書類 (2) 介護保険被保険者証、身体障害者手帳その他の本人が自ら請求することができないこ

	とを証する書類
相続人等に代わって開示請求等をしようとする法定代理人等（本人の配偶者等を除く。）	この表の左欄に掲げる相続人等の区分に応じ、当該右欄に掲げる書類及び法定代理人等の区分に応じ、当該右欄に掲げる書類

備考 相続人等に代わって開示請求等をしようとする委任契約により委任された権限を有する者に対するこの表の適用については、同表中「本人の」とあるのは、「相続人等の」と読み替えるものとする。